

道路観察細目事項

道路観察の細目事項は、道路の状況に応じて指示するもののほか、次にあげるものとする。

1 道路維持事項（法42条，道路の維持または修繕該当）

- (1) 排水施設（取付桝等の損傷）
- (2) 道路の附属物（ガードレール，道路標識，カーブミラー等の損傷）
- (3) 路面の状況（舗装道路の陥没等の早期発見）
- (4) 冬期積雪時における点検
 - ア ロードヒーティングの点検
 - イ 通行制限道路の標識等の点検

2 道路の禁止行為（法43条，道路に関する禁止行為該当）

- (1) 路上放置物件
- (2) 交通傷害物件（建築資材，空箱等）
- (3) 不法占用屋外広告物（立看板等）
- (4) 承認を受けないで行う道路工事
- (5) 流水，汚水の路上放流
- (6) 車両出入による道路構造への影響
- (7) 沿道の宅地開発等による土砂流失
- (8) 運搬による落下については，自費復旧を原則として十分監視指導する。
- (9) 路上における土砂の取りこぼし

3 道路工事の場合

- (1) 工事現場保安施設の適正設置（道路標識，工事等標識版，夜間標識灯等の設備状況）
- (2) 工事区域外残土，資材の放置等

4 道路の占用並びに協議に伴う占用工事等（法32条道路の占用の許可，法41条添加物件に関する適用，法35条国等の行う道路の占用，法87条許可等の条件該当）

- (1) 無許可占用
 - ただし，道路の占用許可が出来る場合，申請を指示。

(2) 許可条件違反

ただし，速やかに補正される場合，必要に応じ始末書等を徴し，履行確保を図ること。

(3) 占用工事等の場合

- ア 前項の(1)～(2)に掲げる道路工事関係事項
- イ 掘削施行方法
- ウ えぐり堀の禁止
- エ 横断掘削の片側交通確保
- オ 埋戻し方法（各層締固め，表面仕上程度）
- カ 現場責任者常置
- キ 原状回復状況（占用期間の満了）
- ク じん芥の路上堆積
- ケ 函館市道路占用工事施行基準に適合しない事項

5 道路標識等（法45条道路標識等の設置，法48条通行の禁止又は制限の場合における道路標識該当）

主として，道路管理者が設置する道路標識の適正設置状況